

# 弁 護 士 費 用 説 明 書

弁護士 前 川 清 成

## 1 【この書面の趣旨】

この説明書は、ご依頼の事件に関して、貴殿・貴社に弁護士費用（弁護士報酬）について概略を知って頂くために作成致しました。

## 2 【弁護士費用の種類】

弁護士が、訴訟事件、調停事件、示談交渉事件などのように、その性質上委任事務処理の結果に成果如何（成功や不成功、勝訴や敗訴、回収額の多寡等）がある事件を受任した場合、着手金、報酬金、実費、日当等をお支払い頂くことになっております。

## 3 【着手金】

### ① 「着手金」とは？

「着手金」とは、弁護士が事件等を受任したとき（貴殿・貴社からすれば、委任したとき）に、その事件処理を進めるにあたっての委任事務処理の対価としてお支払い頂く弁護士費用です。

### ② 審級毎

着手金は、裁判事件であれば、審級毎にお支払い頂く必要がございます。

すなわち、1 審（地方裁判所）、控訴審（高等裁判所）、上告審（最高裁判所）と、ステージが変われば、その都度、お支払い頂く必要がございます。

但し、上級審（例えば、1 審で勝訴した場合の控訴審や、控訴審で勝訴した場合の上告審など）では、弁護士が割く時間、要する労力が減少すると予想される場合もあります。

弁護士の時間、労力が減少すると予想される場合は、審級毎の着手金もこれに応じて相当額に減額致します。

### ③ 「着手金」は返却しません。

1/3

**弁 護 士 前 川 清 成**

〒630-8115 奈良市大宮町1丁目12番8号 電話.0742-33-1121 FAX.0742-33-1151

Email : maekawa@maekawa-kiyoshige.net

ホームページ : <https://www.maekawa-kiyoshige.net>

着手金は委任事務処理の対価ですから、結果如何によって（敗訴しても）返却することはございません。

#### 4【報酬金】

##### ①「報酬金」とは？

「報酬金」とは、事件等が終了したとき（判決確定、和解、調停成立、示談成立、回収などの場合）に、成果の程度に応じてお支払い頂く頂く弁護士費用です。いわば「成功報酬」です。

##### ②報酬金は「最後」だけ頂きます。

民事事件を上級審（控訴審、上告審）まで引き続いて受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審（確定時）の報酬金のみをお支払い頂ければ結構です。

これに対して、引き続き上級審の委任を受けない場合は、その時点で報酬金もご清算頂きます（＝お支払い頂きます）。

#### 5【実費】

##### ①「実費預かり金」をお預かりします。≠「頂きます」

事件処理に要する経費（実費）に使うために、受任時に「実費預かり金」として概算でお預かりします。弁護士が頂戴する訳ではございません。

事件処理に要する実費とは、訴訟提起や調停申立時に裁判所へ納める収入印紙や郵便切手、裁判記録の謄写料、交通費、通信費、保証金、保管金、供託金などです。

もちろん、用途はご説明、ご報告致します。

##### ②「実費預かり金」は清算します。

実費預かり金は事件終了後に余剰があればお返しします。

立て替えている実費があれば清算して下さい（＝立替金をお支払い下さい）。

また事件継続中に不足したら、追加してお預け下さい。

##### ③「実費預かり金」の管理方法

実費預かり金は、私が頂戴するお金ではありません。

2/3

**弁護士 前 川 清 成**

〒630-8115 奈良市大宮町1丁目12番8号 電話.0742-33-1121 FAX.0742-33-1151

Email : maekawa@maekawa-kiyoshige.net

ホームページ : <https://www.maekawa-kiyoshige.net>

貴殿・貴社からお預かりするお金ですので、私の個人銀行口座や、法律事務所の銀行口座ではなく、預かり金専用の銀行口座で管理しています。

このため、着手金や報酬金とは送金先銀行口座も異なります。

ご面倒をおかけし、送金手数料も余分に要しますが、「李下に冠を正さず。瓜田に履を納れず。」と申します。貴殿・貴社との信頼関係を大切にするためにも、区別して管理しなければならないと存じております。

ご協力をお願い申し上げます。

## 6【日当】

### ①「日当」とは？

事件処理のため丸1日を費やす程遠方に出張しなければならない場合、「日当」をお支払い頂きます。

### ②いきなり請求しません。

遠方への出張が受任時に予想される場合は、委任契約書に明記させて頂きます。

事件処理の過程で、事情の変更によって遠方への出張が必要になった場合は、日当の支払いの要否や額について別途ご相談致します。

## 7【相殺】

貴殿・貴社との約束や話し合いで決まっている弁護士費用（報酬金や立替金等）については、手続きの便宜上、貴殿・貴社のお預かりしているお金（保証金、予納金、回収金等）と相殺させて頂くことがございます。

## 8【不明な点は？】

その他、弁護士費用に関してもご不明な点等ございましたら、ご遠慮なくお尋ね下さい。

以上